秋田県告示第４０４号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第１項の規定により、共同漁業、区画漁業及び定置漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第５項の規定に基づき、公示する。

平成25年９月２日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

第１

１　公示番号　共第１号

２　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
第１種共同漁業	えむし漁業	１月１日から12月31日まで
	あわび漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	えご漁業	〃

（２）　漁場の位置　山本郡八峰町八森地先

（３）　漁場の区域

次の基点第１号、ア、イ、ウ及び基点第15号の各点を順次に結んだ線と基点第１号から基点第15号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第１号　山本郡八峰町八森と青森県との境に設置した標柱

ア　基点第１号から270度00分4,000メートルの点

イ　山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設置した標柱から220度31分4,000メートルの点

ウ　基点第15号から270度16分4,000メートルの点

基点第15号　山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設置した標柱

３　関係地区　山本郡八峰町八森

４　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日

５　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで

６　免許予定日　平成26年１月１日

第２

１　公示番号　共第２号

２　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
第１種共同漁業	かき漁業	１月１日から12月31日まで
	こたまがい漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃

	なまこ漁業	〃

（２） 漁場の位置　山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先

（３） 漁場の区域

次の基点第15号、ア、イ、ウ、エ及び基点第２号の各点を順次に結んだ線と基点第15号から基点第２号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサの各点を順次に結んだ線とオからサに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第15号　山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設置した標柱

ア　基点第15号から270度16分4,000メートルの点

イ　山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設置した標柱から270度16分4,000メートルの点

ウ　能代市と山本郡三種町との境に設置した標柱から282度16分4,000メートルの点

エ　基点第２号から292度59分4,000メートルの点

オ　米代川河口左岸に設置した標柱

カ　オの点から282度00分1,980メートルの点

キ　クの点から36度00分2,240メートルの点

ク　ケの点から102度00分1,300メートルの点

ケ　コの点から13度30分2,565メートルの点

コ　サの点から282度00分4,260メートルの点

サ　シの点から192度30分2,420メートルの点

シ　オの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点

基点第２号　山本郡三種町と男鹿市との境に設置した標柱

３　関係地区　山本郡八峰町峰浜、能代市及び山本郡三種町

４　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日

５　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで

６　免許予定日　平成26年１月１日

第３

１　公示番号　共第３号

２　免許の内容たるべき事項

（１） 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第１種共同漁業	かき漁業	１月１日から12月31日まで
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	もずく漁業	〃

（２） 漁場の位置　男鹿市野石及び同市五里合地先

（３） 漁場の区域

次の基点第２号、ア、イ、ウ及び基点第４号の各点を順次に結んだ線と基点第２号から基点第４号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第２号　山本郡三種町と男鹿市との境に設置した標柱

ア　基点第２号から292度59分4,000メートルの点

イ　基点第３号から304度22分4,000メートルの点

基点第３号　男鹿市野石と同市五里合との境に設置した標柱

ウ　基点第４号から322度19分4,000メートルの点

基点第４号　男鹿市五里合と同市男鹿中字浜間口との境に設置した標柱

３　関係地区　男鹿市野石及び同市五里合

４　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日

５　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで

６　免許予定日　平成26年１月１日

第４

1　公示番号　共第４号
2　免許の内容たるべき事項
（1）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
第１種共同漁業	えむし漁業	１月１日から12月31日まで
	あわび漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	いがい漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	えご漁業	〃
	あおさ漁業	〃
	いぎす漁業	〃
	あらめ漁業	〃

（2）　漁場の位置　男鹿市男鹿中、北浦及び同市戸賀地先
（3）　漁場の区域
　次の基点第４号、ア、イ、ウ、エの各点を結んだ線、エ、オ及びカを結んだ線（最大高潮時海岸線の沖合1,500メートルの線）、並びにカと基点第７号を結んだ線の各線を順次に結んだ線から成る線と基点第４号から基点第７号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点第４号　男鹿市五里合と同市男鹿中字浜間口との境に設置した標柱
ア　基点第４号から322度19分4,000メートルの点
イ　基点第５号から18度21分2,000メートルの点
基点第５号　男鹿市北浦字湯の尻と同市北浦字西黒沢との境の大明神崎に設置した標柱
ウ　キの点から352度21分2,000メートルの点
エ　キの点から270度00分1,500メートルの点
オ　基点第６号から247度21分1,500メートルの点
基点第６号　男鹿市北浦入道崎と同市戸賀との境に設置した標柱
カ　基点第７号から224度31分1,500メートルの点
キ　男鹿市北浦入道崎灯台前に設置した標柱
基点第７号　男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱
3　関係地区　男鹿市男鹿中、北浦及び同市戸賀
4　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日
5　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで
6　免許予定日　平成26年１月１日
第５
1　公示番号　共第５号
2　免許の内容たるべき事項
（1）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期

第１種共同漁業	えむし漁業	１月１日から12月31日まで
	あわび漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	いがい漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	ほんだわら漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	えご漁業	〃
	あおさ漁業	〃
	いぎす漁業	〃
	あらめ漁業	〃

（２）　漁場の位置　男鹿市船川港及び同市脇本地先

（３）　漁場の区域

次の基点第７号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第16号の各点を順次に結んだ線と基点第７号から基点第16号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第17号、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ及び基点第11号の各点を順次結んだ線と基点第17号から基点第11号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第７号　男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱

ア　基点第７号から224度31分1,500メートルの点

イ　男鹿市船川港門前滝ヶ島に設置した標柱から242度21分1,500メートルの点

基点第８号　男鹿市船川港小浜潮瀬崎南端に設置した標柱

ウ　基点第８号から182度21分1,500メートルの点

エ　男鹿市船川港女川字鵜ノ崎に設置した標柱から172度21分1,300メートルの点

オ　カの点から151度00分510メートルの点

カ　キの点から114度00分650メートルの点

キ　基点第16号から172度21分117.5メートルの点

基点第16号　男鹿市船川港南平沢大畑台84番地に設置した標柱

基点第17号　男鹿市船川港金川87番地に設置した標柱

ク　基点第17号から128度51分900メートルの点

ケ　クの点から219度44分1,269.3メートルの点

コ　ケの点から120度00分1,500メートルの点

サ　コの点から163度00分830メートルの点

シ　サの点から191度00分975メートルの点

基点第10号　男鹿市船川港と同市脇本との境に設置した標柱

ス　基点第10号から155度59分4,000メートルの点

セ　基点第11号から201度21分4,000メートルの点

基点第11号　男鹿市脇本と同市船越との境に設置した標柱

３　関係地区　男鹿市船川港及び同市脇本

４　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日

５　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで

６　免許予定日　平成26年１月１日

第６

１　公示番号　共第６号

２　免許の内容たるべき事項

（１） 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
第１種共同漁業	あわび漁業 かき漁業 したなみ漁業 ばい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	１月１日から12月31日まで 〃 〃 〃 〃 〃

（２） 漁場の位置　男鹿市船越、潟上市天王及び秋田市地先

（３） 漁場の区域

次の基点第11号、ア、イ、ウ、エ及び基点第19号の各点を順次に結んだ線と基点第11号から基点第19号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オ、カ、キ及びクの各点を順次に結んだ線とオからクに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、基点第13号、ウ、ケ、コ、サ及びシの各点を順次に結んだ線と基点第13号からシに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第13号、ウ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツの各点を順次に結んだ線、ツからテに至る水深13メートルの等深線、テ、ト、ナ、ニの各点を順次に結んだ線から成る線と基点第13からニに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第11号　男鹿市脇本と同市船越との境に設置した標柱

ア　基点第11号から201度21分4,000メートルの点

イ　基点第12号から219度21分4,000メートルの点

基点第12号　男鹿市船越字一向旧馬場目川河口中央に設置した標柱

ウ　基点第13号から262度25分4,000メートルの点

基点第13号　秋田市下新城と同市飯島との境に設置した標柱

エ　基点第19号から270度28分4,000メートルの点

基点第19号　秋田市と由利本荘市との境に設置した標柱

オ　男鹿市船越、船越新水道河口右岸に設置した標柱（河口中心から300メートルの点）

カ　オの点から221度00分600メートルの点

キ　クの点から221度00分600メートルの点

ク　男鹿市船越、船越新水道河口左岸に設置した標柱（河口中心から300メートルの点）

ケ　ウの点から325度00分4,200メートルの点

コ　ケの点から122度00分3,160メートルの点

サ　コの点から118度00分1,760メートルの点

シ　サの点から80度00分1,955メートルの点

ス　ウの点から171度00分1,300メートルの点

セ　スの点から73度00分990メートルの点

ソ　セの点から131度00分360メートルの点

タ　秋田港北防波堤先端（中間部）（以下「北防波堤先端（中間部）」という）から283度28分2,000メートルの点

チ　北防波堤先端（中間部）から270度28分1,440メートルの点

ツ　北防波堤先端（中間部）から270度28分1,150メートルの点

テ　ヌの点から270度28分1,900メートルの点

ト　ヌの点から270度28分728メートルの点

ナ　トの点から169度30分2,690メートルの点

ニ　ナの点から82度00分870メートルの点

ヌ　秋田港南防波堤基部から南へ海岸線に沿って500メートルの点

３　関係地区　男鹿市船越、潟上市天王及び秋田市

４　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日

５　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで

６　免許予定日　平成26年１月１日

第７

１　公示番号　共第７号

２　免許の内容たるべき事項

（１）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
第１種共同漁業	えむし漁業	１月１日から12月31日まで
	あわび漁業	〃
	さざえ漁業	〃
	かき漁業	〃
	したなみ漁業	〃
	ばい漁業	〃
	たこ漁業	〃
	なまこ漁業	〃
	うに漁業	〃
	いがい漁業	〃
	もずく漁業	〃
	わかめ漁業	〃
	いわのり漁業	〃
	てんぐさ漁業	〃
	あおさ漁業	〃
	いぎす漁業	〃

（２）　漁場の位置　由利本荘市及びにかほ市地先

（３）　漁場の区域

次の基点第19号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と基点第19号から基点第14号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チの各点を順次に結んだ線とキからチに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第19号　秋田市と由利本荘市との境に設置した標柱

ア　基点第19号から270度28分4,000メートルの点

イ　由利本荘市岩城二古と同市松ヶ崎との境に設置した標柱から279度28分4,000メートルの点

ウ　基点第18号から292度28分4,000メートルの点

基点第18号　由利本荘市とにかほ市との境に設置した標柱

エ　にかほ市芹田と同市飛との境に設置した標柱から279度28分4,000メートルの点

オ　にかほ市金浦と同市象潟町との境に設置した標柱から297度28分4,000メートルの点

カ　基点第14号から291度30分4,000メートルの点

基点第14号　にかほ市と山形県との境に設置した標柱

キ　クの点から76度00分213メートルの点

ク　ケの点から98度20分122メートルの点

ケ　タの点から15度30分470メートルの点

コ　ケの点から283度00分303メートルの点

サ　コの点から196度30分292メートルの点

シ　サの点から286度30分108メートルの点

ス　シの点から196度00分350メートルの点

セ　スの点から106度30分188メートルの点

ソ　本荘港防波堤灯台から10度00分３メートルの点

タ　ソの点から76度30分264メートルの点

チ　由利本荘市水林と同市西目町海士剥との境に設置した標柱から5度00分940メートルの点

３　関係地区　由利本荘市及びにかほ市

４　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日

５　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで

６　免許予定日　平成26年１月１日

第８

１　公示番号　共第８号

２　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
第２種共同漁業	さけ小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 いか小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ますさし網漁業 ひらめ・かれいさし網漁業 きすさし網漁業 かにさし網漁業 くるまえびさし網漁業 はたはたさし網漁業 底建網漁業 かにかご漁業	９月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ２月１日から５月31日まで 11月１日から翌年１月15日まで １月１日から６月30日まで １月１日から12月31日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ６月１日から11月30日まで 11月１日から翌年１月15日まで 11月１日から翌年８月31日まで １月１日から12月31日まで
第３種共同漁業	雑魚地びき網漁業	４月１日から10月31日まで

（２）　漁場の位置　山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町地先
（３）　漁場の区域
次の基点第１号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第２号の各点を順次に結んだ線と基点第１号から基点第２号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びスの各点を順次に結んだ線とキからスに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点第１号　山本郡八峰町八森と青森県との境に設置した標柱
ア　基点第１号から270度00分4,000メートルの点
イ　山本郡八峰町八森字木戸沢と同町八森字御所の台との境に設置した標柱から220度31分4,000メートルの点
ウ　山本郡八峰町八森と同町峰浜との境に設置した標柱から270度16分4,000メートルの点
エ　山本郡八峰町峰浜と能代市との境に設置した標柱から270度16分4,000メートルの点
オ　能代市と山本郡三種町との境に設置した標柱から282度16分4,000メートルの点
カ　基点第２号から292度59分4,000メートルの点
キ　米代川河口左岸に設置した標柱
ク　キの点から282度00分1,980メートルの点
ケ　コの点から36度00分2,240メートルの点
コ　サの点から102度00分1,300メートルの点
サ　シの点から13度30分2,565メートルの点
シ　スの点から282度00分4,260メートルの点
ス　セの点から192度30分2,420メートルの点
セ　キの点から南へ海岸線に沿って3,060メートルの点
基点第２号　山本郡三種町と男鹿市との境に設置した標柱
３　関係地区　山本郡八峰町八森、同町峰浜、能代市及び山本郡三種町
４　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日
５　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで
６　免許予定日　平成26年１月１日
第９
１　公示番号　共第９号
２　免許の内容たるべき事項
（１）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁　　業　　時　　期
第２種共同漁業	さけ小型定置漁業	９月１日から12月31日まで

	ます小型定置漁業 ひらめ・かれい小型定置漁業 こうなご小型定置漁業 たなご小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ひらめ・かれいさし網漁業 めばるさし網漁業 さよりさし網漁業 きすさし網漁業 かにさし網漁業 くるまえびさし網漁業 はたはたさし網漁業 底建網漁業 かにかご漁業	１月１日から６月30日まで １月１日から12月31日まで ４月１日から７月31日まで １月１日から12月31日まで 11月１日から翌年１月15日まで １月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ４月１日から12月31日まで ４月１日から12月31日まで １月１日から12月31日まで ６月１日から11月30日まで 11月１日から翌年１月15日まで 11月１日から翌年８月31日まで １月１日から12月31日まで
第３種共同漁業	雑魚地びき網漁業	４月１日から10月31日まで

（２） 漁場の位置　男鹿市野石、五里合、男鹿中、北浦及び同市戸賀地先

（３） 漁場の区域

次の基点第２号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及び基点第７号の各点を順次に結んだ線と基点第２号から基点第７号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第２号　山本郡三種町と男鹿市との境に設置した標柱

ア　基点第２号から292度59分4,000メートルの点

イ　基点第３号から304度22分4,000メートルの点

基点第３号　男鹿市野石と同市五里合との境に設置した標柱

ウ　基点第４号から322度19分4,000メートルの点

基点第４号　男鹿市五里合と同市男鹿中浜間口との境に設置した標柱

エ　基点第５号から18度21分2,000メートルの点

基点第５号　男鹿市北浦湯本と同市北浦西黒沢との境の大明神崎に設置した標柱

オ　サの点から352度21分2,000メートルの点

カ　サの点から270度00分2,000メートルの点

キ　基点定第８号から270度00分2,000メートルの点

基点定第８号　男鹿市北浦入道崎字下中野の標識

ク　基点第６号から247度21分2,000メートルの点

基点第６号　男鹿市北浦入道崎と同市戸賀との境に設置した標柱

ケ　基点定第５号から270度00分2,000メートルの点

基点定第５号　男鹿市戸賀加茂青砂字中台野営場の標識

コ　基点第７号から224度31分2,000メートルの点

サ　男鹿市北浦入道崎灯台前に設置した標柱

基点第７号　男鹿市戸賀加茂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱

３　関係地区　男鹿市野石、五里合、男鹿中、北浦及び同市戸賀

４　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日

５　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで

６　免許予定日　平成26年１月１日

第10

１　公示番号　共第10号

２　免許の内容たるべき事項

（１） 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第２種共同漁業	さけ小型定置漁業 ます小型定置漁業	９月１日から12月31日まで １月１日から６月30日まで

	ひらめ・かれい小型定置漁業 はたはた小型定置漁業 ひらめ・かれいさし網漁業 きすさし網漁業 しらうおさし網漁業 かにさし網漁業 くるまえびさし網漁業 はたはたさし網漁業 かにかご漁業	１月１日から12月31日まで 11月１日から翌年１月15日まで １月１日から12月31日まで ４月１日から12月31日まで ３月１日から５月31日まで １月１日から12月31日まで ４月１日から12月31日まで 11月１日から翌年１月15日まで １月１日から12月31日まで
第３種共同漁業	雑魚地びき網漁業	４月１日から10月31日まで

（２） 漁場の位置　男鹿市船川港、脇本、船越、潟上市天王及び秋田市下新城地先

（３） 漁場の区域

次の基点第７号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第13号の各点を順次に結んだ線と基点第７号から基点第13号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テの各点を順次に結んだ線とコからテに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ト、ナ、ニ及びヌの各点を順次に結んだ線とトからヌに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第13号、ケ、ネ、ノ、ハ及びヒの各点を順次に結んだ線と基点第13号からヒに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第７号　男鹿市戸賀加茂と同市船川港本山門前との境に設置した標柱

ア　基点第７号から224度31分2,000メートルの点

イ　男鹿市船川港門前竜ヶ島に設置した標柱から242度21分1,500メートルの点

ウ　基点第８号から182度21分1,800メートルの点

基点第８号　男鹿市船川港小浜塩瀬崎南端に設置した標柱

エ　基点第９号から172度21分3,500メートルの点

基点第９号　男鹿市船川港南平沢と同市船川港芦沢との境に設置した標柱

オ　スの点から251度29分12秒900メートルの点

カ　基点第10号から155度59分4,000メートルの点

基点第10号　男鹿市船川港と同市脇本との境に設置した標柱

キ　基点第11号から201度21分4,000メートルの点

基点第11号　男鹿市脇本と同市船越との境に設置した標柱

ク　基点第12号から219度21分4,000メートルの点

基点第12号　男鹿市船越字一向旧馬場目川河口中央に設置した標柱

ケ　基点第13号から262度25分4,000メートルの点

コ　男鹿市船川港南平沢字大畑台84番地に設置した点

サ　シの点から294度00分650メートルの点

シ　スの点から331度00分510メートルの点

ス　セの点から251度29分12秒1,507.81メートルの点

セ　ソの点から191度00分975メートルの点

ソ　タの点から163度00分830メートルの点

タ　チの点から120度00分1,500メートルの点

チ　ツの点から219度44分1,269.30メートルの点

ツ　テの点から128度51分900メートルの点

テ　男鹿市船川港金川87番地に設置した標柱

ト　男鹿市船越、船越新水道河口右岸に設置した標柱（河口中心から300メートルの点）

ナ　トの点から221度00分600メートルの点

ニ　ヌの点から221度00分600メートルの点

ヌ　男鹿市船越、船越新水道河口左岸に設置した標柱（河口中心から300メートルの点）

ネ　ケの点から325度00分4,200メートルの点

ノ　ネの点から122度00分3,160メートルの点

ハ　ノの点から118度00分1,760メートルの点

ヒ　ハの点から80度00分1,955メートルの点

基点第13号　秋田市下新城と同市飯島との境に設置した標柱
3　関係地区　男鹿市船川港、脇本、船越、潟上市天王及び秋田市下新城
4　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日
5　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで
6　免許予定日　平成26年１月１日

第11

1　公示番号　共第11号
2　免許の内容たるべき事項
（1）　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第１種共同漁業	さけ小型定置漁業	９月１日から12月31日まで
	ます小型定置漁業	１月１日から６月30日まで
	ひらめ・かれい小型定置漁業	１月１日から12月31日まで
	たなご小型定置漁業	１月１日から12月31日まで
	はたはた小型定置漁業	11月１日から翌年１月15日まで
	ますさし網漁業	１月１日から６月30日まで
	ひらめ・かれいさし網漁業	１月１日から12月31日まで
	めばるさし網漁業	１月１日から12月31日まで
	きすさし網漁業	４月１日から12月31日まで
	かにさし網漁業	１月１日から12月31日まで
	くるまえびさし網漁業	６月１日から11月30日まで
	はたはたさし網漁業	11月１日から翌年１月15日まで
	底建網漁業	11月１日から翌年８月31日まで
	かにかご漁業	１月１日から12月31日まで
第３種共同漁業	雑魚地びき網漁業	４月１日から10月31日まで

（2）　漁場の位置　秋田市飯島、土崎港、新屋、浜田、下浜、由利本荘市及びにかほ市地先
（3）　漁場の区域

次の基点第13号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第14号の各点を順次に結んだ線と基点第13号から基点第14号に至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第13号、ア、ク、ケ、コ、サ、シ、スの各点を順次に結んだ線、スからセに至る水深13メートルの等深線、セ、ソ、タ、チの各点を順次に結んだ線から成る線と基点第13号からチに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びテ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、への各点を順次に結んだ線とテからへに至る最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点第13号　秋田市下新城と同市飯島との境に設置した標柱
ア　基点第13号から262度25分4,000メートルの点
イ　基点第19号から270度28分4,000メートルの点
基点第19号　秋田市と由利本荘市との境に設置した標柱
ウ　由利本荘市岩城二古と同市松ヶ崎との境に設置した標柱から279度28分4,000メートルの点
エ　基点第18号から292度28分4,000メートルの点
基点第18号　由利本荘市とにかほ市との境に設置した標柱
オ　にかほ市芹田と同市飛との境に設置した標柱から279度28分4,000メートルの点
カ　にかほ市金浦と同市象潟町との境に設置した標柱から297度28分4,000メートルの点
キ　基点第14号から291度30分4,000メートルの点
ク　アの点から171度00分1,300メートルの点
ケ　クの点から73度00分990メートルの点
コ　ケの点から131度00分360メートルの点
サ　秋田港北防波堤先端（中間部）（以下「北防波堤先端（中間部）」という。）から283度28分2,000メートルの点
シ　北防波堤先端（中間部）から270度28分1,440メートルの点

ス　北防波堤先端（中間部）から270度28分1,150メートルの点
セ　ツの点から270度28分1,900メートルの点
ソ　ツの点から270度28分728メートルの点
タ　ソの点から169度30分2,690メートルの点
チ　タの点から82度00分870メートルの点
ツ　秋田港南防波堤基部から南へ海岸線に沿って500メートルの点
テ　トの点から76度00分213メートルの点
ト　ナの点から98度20分122メートルの点
ナ　フの点から15度30分470メートルの点
ニ　ナの点から283度00分303メートルの点
ヌ　ニの点から196度30分292メートルの点
ネ　ヌの点から286度30分108メートルの点
ノ　ネの点から196度00分350メートルの点
ハ　ノの点から106度30分188メートルの点
ヒ　本荘港防波堤灯台から10度00分３メートルの点
フ　ヒの点から76度30分264メートルの点
ヘ　由利本荘市水林と同市西目町海士剥との境に設置した標柱から5度00分940メートルの点
基点第14号　にかほ市と山形県との境に設置した標柱

３　関係地区　秋田市飯島、土崎港、新屋、浜田、下浜、由利本荘市及びにかほ市
４　存続期間　平成26年１月１日から平成35年12月31日
５　申請期間　平成25年９月２日から同年11月１日まで
６　免許予定日　平成26年１月１日